

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 1 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
臨時の医療施設の保険診療上の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症にかかる対応のための臨時の医療施設の保険診療上の取扱いについては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時の医療施設の保険診療上の取扱い等について」（令和 2 年 5 月 1 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「令和 2 年 5 月 1 日事務連絡」という。）において示されていたところである。

また、令和 5 年 5 月 8 日以降の臨時の医療施設を継続する場合の取扱いについては、「政府対策本部廃止後の臨時の医療施設の取扱い等について」（令和 5 年 4 月 14 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・医政局総務課・医政局地域医療計画課・医政局医療経営支援課・医政局医事課事務連絡）により示されたところであり、臨時の医療施設の存続の状況等については、令和 5 年 5 月 15 日までに各都道府県から厚生労働省宛に報告が行われる予定となっているところである。

令和 5 年 5 月 8 日以降の臨時の医療施設における保険診療上の取扱い等については、臨時の医療施設の存続状況等を踏まえて、後日見直しを行う予定であるが、見直し後の取扱いを示すまでの間については、令和 2 年 5 月 1 日事務連絡の取扱いを継続できることとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。